

一般社団法人滋賀県造林公社の伐採事業開始について

1. 造林公社設立からの経緯について

【設立～平成18年度】

- ・ 国の拡大造林施策の推進や琵琶湖の水源涵養等を目的として、昭和40年に(社)滋賀県造林公社を、昭和49年に(財)びわ湖造林公社を設立。
- ・ 山の所有者から土地を借りて、分収造林方式(公社が植栽・保育・伐採を行い、伐採収益を公社と所有者が一定の割合で分収)により、両公社計で約2万ヘクタール(滋賀県の森林面積の約1/10)の造林を実施。
- ・ 公社の事業資金は、農林漁業金融公庫(現在の(株)日本政策金融公庫)、滋賀県、淀川下流8団体(大阪府、大阪市、兵庫県および兵庫県下の市等)からの借入金を主な財源とし、将来の伐採収益で弁済を予定。

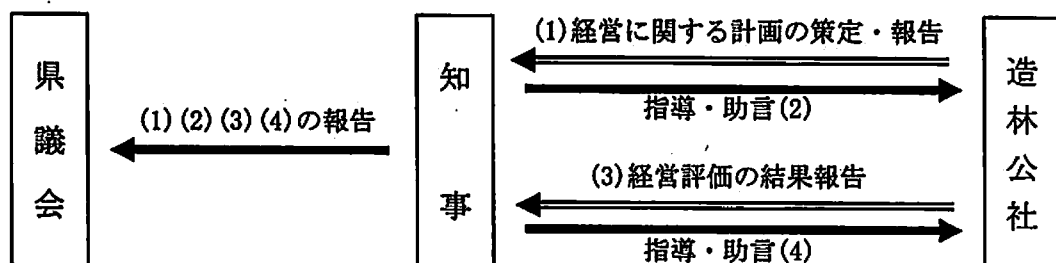
【平成19～22年度】

- ・ 平成19年11月に両公社が、債務整理を目的として各債権者(公庫、滋賀県、下流社員)を相手方に特定調停を申し立てた。
- ・ 公庫債務については、滋賀県が損失補償を付していたため、平成20年9月に事実上の損失補償の実行として免責的債務引受を行った。
- ・ これにより滋賀県が平成20～61年度の42年間にわたり、今後の利息を含め総額690億円を公庫に償還することとなった。
- ・ 平成23年3月に難航していた特定調停が成立し、公社は総額956億円(滋賀県は782億円、下流団体は174億円)もの債務免除を受けた。

【平成23年度～】

- ・ 平成23年6～8月に兵庫県を除く下流団体が(社)滋賀県造林公社を退社。
- ・ 平成23年9月に公社は、特定調停の結果等を踏まえた「長期経営計画(期間：H23～H80)」と「中期経営改善計画(期間：H23～H27)」を策定した。以降、「中期経営改善計画」に基づき、両公社の合併などを行い、分収造林契約の変更等の経営改善に取り組んでいる。
- ・ 平成24年度から毎年度、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例に基づき、中期経営改善計画の進行管理のため経営評価(公社自己評価)を実施し、県に結果を報告している。県は、その結果に対して指導助言を付して、県議会(9月定例会議)にその内容を報告している。
- ・ 平成27年度に「第2期中期経営改善計画(期間：H28～H32)」の策定を予定している。

【条例に基づく県の関与の仕組み】



2. 契約変更の状況について

分収造林契約の契約変更（当初：分収割合 6:4、契約期間 50 年、 → 変更：分収割合 9:1、契約期間 80 年）について、平成 26 年度は伐期が先に到来する旧滋賀県造林公社分を中心に分収割合変更に集中的に取り組んできたが、平成 27 年 8 月末時点で分収割合の変更は 53.6%、契約期間の延長は 93.2%であり、経営計画の目標値である 100%は達成できていない状況である。

平成 27 年度においても、目標達成に向けて、公社職員が一丸となって粘り強く継続していく方針である。

3. 平成 27 年度伐採計画について

(1) 伐採・販売の開始について

昭和 40 年度から植栽を開始した分収造林契約地については平成 27 年度より順次伐期を迎えるところであり、これまでの植林と保育という森林資源の造成の段階から木材生産と販売という森林資源の活用の段階に移ってきているところである。

(2) 伐採方針について

造林公社は、長期経営計画に沿って植栽年度の早い事業地の伐採を進めていくとともに、契約変更に応じただけでない事業地については、最後の最後まで伐採可能な期限まで契約交渉を行い、材積分収（金員ではなく立木により持分を分収）による選択肢を示し説明を尽くした上で、造林公社所有分の伐採を実行し、販売をしていく方針を造林公社理事会において決定している。

(3) 伐採方法について

伐採にあたっては、木材の生産・利用による林業の振興とともに、公社林が、水源かん養や県土の保全など公益的機能を有し、県民の生活に大きな役割を果たしていることから、これらの機能が持続的に発揮できるよう十分に配慮し、抜き伐り等により、原則 4 回に分けて伐採を実行していく。

(4) 平成 27 年度伐採見込みについて

平成 27 年度における伐採予定地は長期経営計画では 1 箇所を予定していたが、契約変更状況や伐採準備期間等を考慮して、3 箇所の伐採に着手する予定である。

<参考>平成 27 年度事業見込

事業地名	市名	伐採予定面積	伐採収益	長期経営計画（抜粋）	
				伐採面積	伐採収益
在原（ウコ谷） 百済寺丁（埋室） 荒張（大谷）	高島市 東近江市 栗東市	計 17ha	計 9 百万円	計 2ha	計 6 百万円

4. 今後の県の支援のあり方について

今年度から始まる伐採による経済的・社会的効果および造林公社が現在担っている公益的機能は欠かすことのできないものであり、今後、こうした効果や機能を持続しながら伐採収益増へ繋がる取り組みを県としてしっかりと支援していくこととする。